令和3年神審第27号

裁 決 水上オートバイA同乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官髙木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所 令和2年8月2日16時30分 阪神港神戸第4区
- 2 船舶の要目

船種船名 水上オートバイA

総トン数 0.1トン

登 録 長 2.71メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 132キロワット

3 事実の経過

(1) 須磨海づり公園の構造等

須磨海づり公園(以下「海づり公園」という。)は、兵庫県神戸市が所有し、同公園図面によれば、第1釣台ほか2台の釣台で構成され、第1釣台は、南北方向に伸びる幅4メートル長さ240メートルの釣台で、20メートル間隔で立てられた、幅6メートルでH型の10本の支柱で支えられ、同釣台最下端部から海面までの高さは、高潮時で1.65メートルであった。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、最大とう載人員が3人のFRP製水上オートバイで、艇体前部に操縦ハンドルが、その後方に操縦席がそれぞれ設けられ、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を操縦席後部に同乗させ、両人とも救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首尾0.25メートルの等喫水をもって、令和2年8月2日16時13分阪神港神戸第4区所在のヨットハーバーを発し、同区西方沖合の海域に向かった。

a 受審人は、阪神港神戸第4区内を西行中、同乗者に操縦する意思の確認をしたところ、同人から操縦したい旨の申し出があったので一旦停止し、同乗者に操縦を行わせることとし、自らは操縦席後部に移動し、同乗者を操縦席に座らせ、16時19分半少し前須磨海づり公園塔灯(以下「公園塔灯」という。)から073度(真方位、以下同じ。)710メートルの地点を発進した。

発進するにあたり、a受審人は、同乗者が操縦免許を受有していないことを知っていたが、自身が操縦席後部に座り、同乗者の操縦に不安を覚えれば、操縦の補助をするので支障ないものと思い、自ら操縦を行わず、無資格の同乗者に操縦を行わせることとした。

こうして、a受審人は、無資格の同乗者に操縦を行わせて遊走を

続け、16時25分公園塔灯から267度1,200メートルの地点に至り、一旦停止したのち、帰航することとし、16時26分半同地点を発進すると同時に針路を083度に定め、毎時20.0キロメートル(以下「キロ」という。)の速力(対地速力、以下同じ。)で進行した。

Aは、無資格の同乗者が同じ針路、速力で続航中、16時30分少し前海づり公園第1釣台の支柱間を通過しようとして機関を中立運転としたところ、16時30分公園塔灯から329度90メートルの地点において、原針路のまま、毎時5.0キロの前進行きあしとなったとき、同人の頭部が同台下端部に接触した。

当時、天候は晴れで、風力2の南西風が吹き、潮候は上げ潮の中 央期であった。

その結果、同乗者が急性硬膜下血腫等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件同乗者負傷は、阪神港神戸第4区において、遊走する際、船長が、 自ら操縦を行わず、無資格の同乗者に操縦を行わせ、海釣り公園の釣台 の支柱間を通過しようとして、同乗者の頭部が同台下端部に接触したこ とによって発生したものである。

a 受審人は、阪神港神戸第4区において、無資格の同乗者を乗せて遊走する場合、自ら操縦すべき注意義務があった。しかるに、同受審人は、自身が操縦席後部に座り、同乗者の操縦に不安を覚えれば、操縦の補助をするので支障ないものと思い、自ら操縦しなかった職務上の過失により、無資格の同乗者に操縦を行わせ、同人の頭部が釣台下端部に接触する事態を招き、同乗者を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か 月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年10月18日 神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広